第65回（令和4年度第2回）

富良野市都市計画審議会

日時　令和５年２月１０日（金）

１３時３０分より

場所　富良野市複合庁舎　第３会議室

富　良　野　市

会　議　次　第

１．開会　挨拶

２．富良野市都市計画審議会会長　挨拶

３．審議事項

議案第１号　富良野市立地適正化計画について

４．その他

閉　　会

議案第１号

富良野市立地適正化計画について

都市再生特別措置法第 81 条第 22 項に基づき、立地適正化計画を作成しようとするときは都市計画審議会より意見聴取することが定められております。

【都市再生特別措置法　第 81 条第 22 項】

市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。）の意見を聴かなければならない。